

● 国民健康保険特別会計

一般被保険者療養給付費をはじめとする保険給付費や共同事業拠出金などの増額を見込み、前年度比1.7%増の74億5,180万6千円です。

● 下水道事業特別会計

下水道事業費などの増額を見込み、前年度比6.0%増の9億5,593万6千円です。

● 介護保険特別会計

介護サービスに対する保険給付費などの増額を見込み、前年度比6.2%増の28億92万4千円です。

● 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療広域連合納付金などの増額を見込

各会計の予算額

(単位:千円、%)

会計	平成 29 年度		平成 28 年度		対前年度比	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
一般会計	15,504,000	57.0	15,722,000	58.4	▲218,000	▲1.4
特別会計	11,702,595	43.0	11,205,725	41.6	496,870	4.4
国民健康保険特別会計	7,451,806	27.4	7,325,223	27.2	126,583	1.7
下水道事業特別会計	955,936	3.5	901,410	3.3	54,526	6.0
介護保険特別会計	2,800,924	10.3	2,636,720	9.8	164,204	6.2
後期高齢者医療特別会計	355,891	1.3	341,969	1.3	13,922	4.1
公共用地取得事業特別会計	138,038	0.5	403	0.0	137,635	34,152.6
合計	27,206,595	100.0	26,927,725	100.0	278,870	1.0

※表示単位未満を四捨五入しているため、構成比の積み上げと合計は一致しません。

特別会計

● 公共用地取得事業特別会計

み、前年度比4.1%増の3億5,589万1千円です。日吉倉地先桜小路地区に係る地方債償還を見込み、1億3,803万8千円です。

※各会計の予算額は、歳入・歳出それぞれの額です。

企業会計

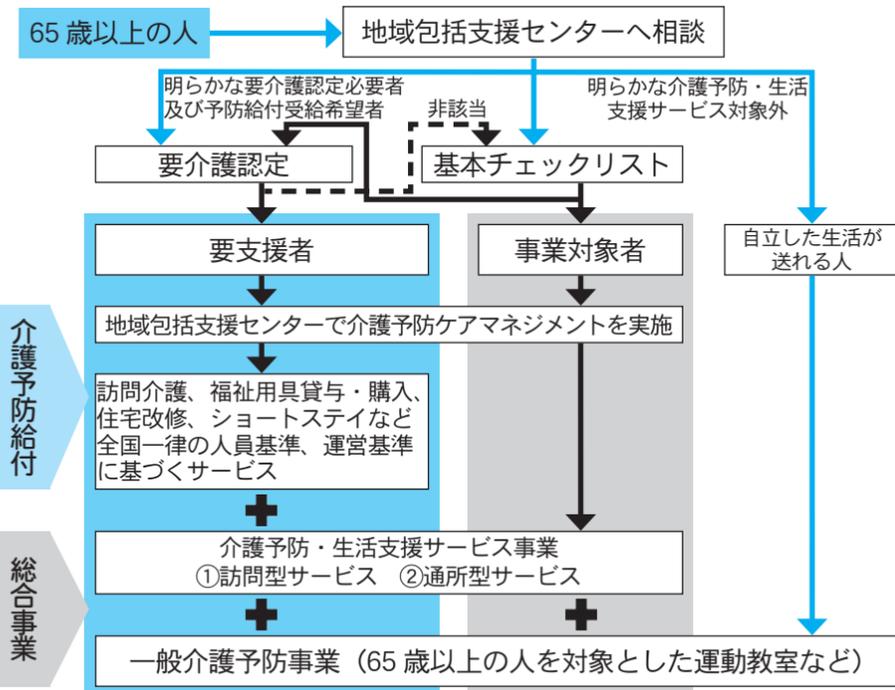
(水道事業会計)

主に給水した水の料金収入によって経営しています。会計処理には企業会計の原則が適用され、独立採算制がとられています。

● 水道事業会計予算

13億7,487万円
(前年度比3.87%増)

サービスの流れ



介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) が始まりました

4月から、要支援認定を受けた人が利用する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)の2つのサービスを、全国一律の基準に基づきサービスから、市が実施する総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行しました。

サービスの利用については、左図のとおり、基本チェックリストを実施するなどの手続きが必要です。

地域包括支援センターでケアプランを作成し、サービスを利用することになります。

よくある質問

介護予防・日常生活支援総合事業を実施すると何がかわるのですか

要支援認定を受けた人で、ホームヘルプサービス、デイサービスのみを利用している人は、基本チェックリストを実施することで認定審査の更しやすくなります。

事業対象者はどのようにサービスを利用するのですか

地域包括支援センターの担当者や相談のうえ、ケアプランを作成し、サービスを利用することになります。

要支援1・2の人(第2号被保険者(40~64歳を含む)は、これまでどおりサービスを利用できます)

要支援認定を受けた人が利用していたホームヘルプサービスとデイサービスは総合事業へ移行しますが、今までと同様のサービスを利用できます。また、訪問看護、ショートステイ、福祉用具の貸与などの在宅サービスも、今までと変わりなく介護予防給付により利用できます。

要介護1~5の人は何か変わりますか

要介護認定の手続きやサービスの利用に変更はありません。また、身体状況により一般介護予防事業の利用が可能です。

高齢者福祉課 包括支援班 ☎(93) 4981

3つの中学校圏域内に 地域包括支援センターが設置されました

市直営の地域包括支援センター(市役所内)に加え、新たに3つの中学校圏域内に委託型の地域包括支援センターが4月1日から設置されました。

■ 地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための健康・介護、生活に関する地域の総合相談窓口です。地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携をとりながら「チーム」として高齢者の暮らしを支えます。

■ 主な業務

- 健康や介護に関する悩みに対応する総合相談支援
- 自立して暮らせるよう支援する介護予防ケアマネジメント
- 人権・財産を守るための成年後見制度の活用促進や虐待の不安などから権利を守る権利擁護
- 高齢者を地域ぐるみで支援する地域の連携・協力体制のネットワークづくり

■ 新設された地域包括支援センター

北部地域包括支援センター
富里北中学校区(日吉台、日吉倉) ☎(36) 7725

中部地域包括支援センター
富里南中学校区(大和、久能、根本名、七栄、新橋、立沢、中沢、新中沢) ☎(85) 5572

南部地域包括支援センター
富里南中学校区(立沢新田、高野、御料、十倉、高松) ☎(90) 6331

■ 相談などの対応時間

月・金曜日(祝日、12月29日、1月3日を除く)
午前8時30分~午後5時15分
※夜間など、時間外の相談は24時間健康・介護無料相談電話「いきいきテレフォン」を利用してください。

☎ 高齢者福祉課 包括支援班 ☎(93) 4981

生きがいデイサービスに参加してみませんか

「同年代の友達を作りたいけどきっかけがない」、「外に出たいけど毎日一人で家にいる」、「介護の予防になることをしたい」など、元気だけれど周りの人と交流がなく、活動できていない人を対象に、介護予防のための健康チェックや健康体操、ゲーム、会食などをして、楽しく過ごすためのサービスです。

- 対象 市内在住で閉じこもりがちな一人暮らしで65歳以上の人
- 期間 平成29年4月~平成30年まで全24回
- 費用 1回につき600円(昼食代・おやつ代)
- 場所・日時

福祉センター	毎月第1・3水曜日	午前10時~午後3時
AZビル (日吉台5-43-2)	毎月第2・4金曜日	

活動内容については、市社会福祉協議会 ☎(92) 2451へ問合せください。

☎ 申し込み 高齢者福祉課包括支援班 ☎(93) 4981